

令和6年度

第2回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年7月25日

東松島市農業委員会

令和6年度第2回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年7月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	門馬 宏之	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	—
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
5番	三浦 牧恵	12番	佐藤 祥		

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長 : ただいまより、第2回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。

本日は、5番三浦牧恵委員、12番佐藤祥委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第2回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、1番熊谷奨委員、2番門馬宏之委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員 : （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長 : 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字川前24-1、911のうち203.71㎡、解約届出日は令和6年6月24日、公共買収のため貸貸借契約の解約でございます。

その2、大塩字大島521-1 外 計2筆で335㎡、解約届出日は令和6年6月26日、耕作者変更のため貸貸借契約の解約でございます。

その3、矢本字三間堀217-1、892のうち301.4㎡、解約届出日は令和6年7月4日、公共買収のため貸貸借契約の解約でございます。

その4、矢本字立沼35-2、649のうち14㎡、解約届出日は令和6年6月17日、居宅建築で屋根部分を建物敷地の一部とするため使用貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字町浦32-1、380㎡。転用目的は、宅地造成。現在の利用状況は、普通畑。令和6年6月19日届出受理。

その2、矢本字町浦189-1、174㎡。転用目的は、居宅建築敷地。現在の利用状況は、庭及び駐車場。令和6年7月9日届出受理。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の3ページをご覧ください。

その1、高松字川子沢33、1、305㎡。願出地は、平成3年6月に義父が高松字川子沢35番地から石巻市前谷地に転居した際から耕作しておらず、中山間地に位置しており代理で耕作していただいてもいないことから、現在は原野となっております。今回、買い取りたいとの要望が寄せられ、今後とも農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。4ページが位置図です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月21日。転用された日が平成3年6月頃。現在の利用状況は、山林原野状態。転用した理由は、他市に転出し、これからも畑として利用することはないということです。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐：その2、矢本字立沼35—4、14㎡。願出地は、平成13年6月17日に自宅（矢本字立沼35—1）を建築した際に、自宅と市道を繋ぐ通路として使用しております。今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。5ページが位置図です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 9番川村勝雄委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員：報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月20日。転用された日が平成13年6月17日。現在の利用状況は、通路。転用した理由は、自宅を建築した平成13年6月17日から通路として使用してきたため。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その2を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その2を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明願います。

○事務局長：議案の6ページをご覧ください。

その1、小松字伊勢浦32—1 外 計4筆で4,114㎡、3年間の賃貸借権設定となります。なお目的は、営農型太陽光発電設備更新として農地法第5条の同時申請となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 12番佐藤祥委員が欠席ですので、事務局より聴き取り調査報告をお願いします。

○事務局長：報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月24日。権利の種類は賃貸借権設定。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由は、営農型太陽光発電設備敷地。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも

適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜です。通作距離は、約0.1 km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は7ページとなります。

その1、大塩字天神堂20—6、1,020㎡。変更理由は、当該地は太陽光発電設備敷地を目的とする農地転用許可を、令和5年12月13日付、宮城県（東振）第527号で許可を受けているが、土地所有者が死亡したことにより、相続手続きに時間を要したため、工事期間に変更が生じ、今回事業計画承認申請の提出を受けたもの。当初は令和6年1月4日から令和6年1月31日までを、今回変更で令和6年9月1日から令和6年10月31日までという事業期間のみの変更です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は8ページとなります。

その1、大曲字宮前19、3,669のうち0.19㎡。転用目的は、営農型太陽光発電設備敷地。

現在の利用状況は普通畑。3年間の一時転用。備考として、令和2年5月27日付、宮城県（東振）第140号で、許可期間が令和2年5月27日から令和5年5月26日まで農地転用許可（4条）されておりました。位置図については、9ページのとおりで、農用地区域の特例許可となります。収穫予定作物はヒサカキ。今までに収穫されておられません。収穫に要する期間が7年かかるそうです。令和8年頃に収穫を見込んでいます。また、許可期間が既に満了していて、今回の申請は始末書案件となり、提出を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番小岩敏幸委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月24日。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置用地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は10ページとなります。

その1、小松字伊勢浦32-1 外計4筆で4,114のうち1,888㎡。転用目的は、営農型太陽光発電敷地。現在の利用状況は普通畑。期間3年の賃貸借権設定による一時転用。位置図については、11ページのとおりで、農地区分としては農用地区域ですが、営農型太陽光ということで特例許可となります。補足説明として、支柱部分が1,888㎡で、収穫予定作物はヒサカキ。備考として、令和2年7月17日付、宮城県（東振）第244号で許可期間が令和2年7月17日から令和5年7月31日まで農地転用許可（5条）を受けておりますが、その時の作物はカボチャで申請を受けておりました。今回は、カボチャの収量が安定しないので耕作作物をヒサカキに変更するということです。ただ、ヒサカキは収穫までに植え付けから5年から7年を要するというので、令和9年頃から一部分収穫が見込めるであろう、本格的な収穫は令和12年あたりからを期待していると聞いております。また許可期間今回の申請は始末書案件となり、提出を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番佐藤祥委員ですが、欠席ですので事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月24日。転用目的は、太陽光発電と櫛栽培。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、矢本字穴尻15—1、461㎡。転用目的は、分家住宅敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は贈与による所有権移転。位置図については、12ページで、農地区分としては第1種農地となります。申請地の周辺は住宅が連担しておりまして集落形成の例外規定で許可相当と宮城県と調整しております。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 9番川村勝雄委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月20日。転用目的は、分家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第10、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の使用貸借権設定を上程いたします。その1からその5まで再設定ですので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： 資料は13ページとなります。期間については、全て令和6年8月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。公告日は全て令和6年7月31日となります。

その1、矢本字立沼29—1 外 計4筆で3,960.85㎡。

その2、牛網字南大浮足45 外 計18筆で11,966.57㎡。

その3、牛網字平岡12 外 計24筆で25,401.02㎡。

その4、浜市字白萩6—1 外 計27筆で17,907.32㎡。

その5、野蒜字下沼1—15 外 計55筆で25,371.66㎡。

いずれも、東日本大震災に伴う被災者が居住していた移転元地となります。各法人に営農に利用していただいております。今までは10年間の設定期間でしたが、無償貸付できる期間が令和9年3月31日までの規定となっており、今回はそれに伴い3年間の再設定となっております。今後は規定については市の内部の移転元地の管理について、規定を含め検討をしております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその5を承認することに決定します。

次に、所有権移転について上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○事務局長： その1、大塩字大島536—1 外計2筆で5,358㎡。対価は2,060,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 秋本まゆみ委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年7月20日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約1kmで、代金の支払い方法は借入。農業経営の内容は、水稻、露

地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、農地中間管理事業の一括方式について上程します。

その1からその5を事務局から説明願います。

○事務局長： 公告日は令和6年7月31日。転貸人は、全て、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。その1からその5までは、全て賃貸借権設定で、設定期間については、令和6年8月1日から令和16年7月31日の10年間となります。

その1、赤井字南三311—1 外 計6筆で6,360㎡。借賃は、金納で63,600円。

その2、赤井字南一160—1 外 計5筆で2,975㎡。借賃は、物納で179kg。

その3、赤井字七反谷地4 外 計4筆で3,403㎡。借賃は、物納で204kg。

その4、野蒜字中下73 外 計8筆で13,976㎡。借賃は、物納で1,500kg。

その5、野蒜字長沼234、3,153㎡。借賃は物納で120kg。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその5を承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時11分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年7月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 1 番 熊谷 奨

署名委員 2 番 川原 宏之